

建築物の制限一覧表

建築物の用途制限		用途地域				特定用途制限地域				備考	
		第一種住居地域	第二種住居地域	準工業地域	工業地域	居住環境保全地区	田園居住地区	産業共生地区	前橋笠懸道路沿道地区		
建築物の用途制限 □ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①、②、③：面積、階数等の制限あり ▲：面積、階数等の制限あり											
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿											
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの										非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	床面積	150㎡以下のもの									
		150㎡を超え、500㎡以下のもの									
		500㎡を超え、1,500㎡以下のもの									
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの									
		3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの									
		10,000㎡を超えるもの (大規模集客施設 ※1)									
事務所等	床面積	150㎡以下のもの									
		150㎡を超え、500㎡以下のもの									
		500㎡を超え、1,500㎡以下のもの									
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの									
		3,000㎡を超えるもの									
ホテル、旅館		▲								▲3,000㎡以下	
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等		▲								▲3,000㎡以下 ※2
	カラオケボックス等			▲		▲			▲		▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等			▲		▲					▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場										
	キャバレー、個室付き浴場等				▲						▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校										
	大学、高等専門学校、専修学校等										
	図書館等										
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等										
	神社、寺院、教会等										
	病院										
	公衆浴場、診療所、保育所等										
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等										
	老人福祉センター、児童厚生施設等										
	自動車教習所		▲								▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫除く）		▲	▲							▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫		③	③							①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
	①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		一団の敷地内について別に制限あり								
	倉庫業倉庫										
	自家用倉庫		②								①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下
	畜舎（15㎡を超えるもの）		▲								▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下										
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		①	①			②				原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場						②				
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場										
	自動車修理工場		①	①			③				作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設		②							
量が少ない施設										①1,500㎡以下 2階以下	
量がやや多い施設										②3,000㎡以下	
量が多い施設											
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		原則として都市計画決定が必要									

※) 本表は、令和3年11月時点で建築基準法48条及び別表2の概要を整理したものであり、すべての制限について掲載したものではありません。

※1 大規模集客施設：床面積10,000㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等

※2 客席のあるものは観覧場として扱う